

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)一般職員の勤務時間の状況 (平成30年4月1日現在)

区分	1週間の正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
知事部局	38:45	9:00	17:45	12:00-13:00
教育委員会	38:45	9:00	17:45	12:00-13:00
警察本部	38:45	9:00	17:45	12:00-13:00

(2)一般職員の勤務時間の運用状況 (平成30年4月1日現在)

ア 時差通勤制度の実施状況

区分	実施状況
知事部局	×
教育委員会	×
警察本部	×

イ フレックスタイム制度の実施状況

区分	実施状況
知事部局	×
教育委員会	×
警察本部	×

ウ 育児・介護のための早出・遅出勤務の実施状況

区分	実施状況
知事部局	○
教育委員会	○
警察本部	○

(3)一般職員の年次有給休暇の使用状況 (平成29年1月1日～平成29年12月31日)

区分	総付与日数 (a)	総取得日数 (b)	全対象職員数 (c)	平均取得日数 (b)/(c)	消化率 (b)/(a)
知事部局	115,158.8日	33,800.1日	2,968人	11.4日	29.4%
教育委員会	130,130.7日	38,609.5日	3,307人	11.7日	29.7%
警察本部	95,296日	18,900日	2,421人	7.8日	19.8%

(注) 教育委員会の職員数には、市町村立学校の教職員数を含まない。

(4)特別休暇の導入状況

(平成30年4月1日現在)

種類	付与日数
1 公民権行使	必要と認められる期間
2 裁判員・証人等出頭	必要と認められる期間
3 ドナー休暇	必要と認められる期間
4 ボランティア休暇	1暦年7日以内
5 職員の結婚	7日以内
6 妊娠中の通勤	1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認められる期間
7 つわり	7日以内
8 妊娠・産後の保健指導等	妊娠期間に応じて付与
9 産前産後	出産予定日以前8週間(多胎妊娠の場合14週間)の日から産後8週間の日まで
10 生理	必要と認められる期間
11 育児時間	1日2回各60分以内
12 妻の出産	3日以内
13 男性職員の育児参加	5日以内
14 子の看護	1暦年5日(子が2人の場合は10日)以内
15 短期介護	1暦年5日(要介護者が2人の場合は10日)以内
16 職員の子の婚礼	1日
17 法事等	慣習上最小限度必要と認められる期間
18 忌引き	配偶者は10日、父母7日、子5日、祖父母3日他
19 夏孝	原則、連続する5日の範囲内の期間
20 永年勤続	連続する3日の範囲内の期間
21 感染症等	必要と認められる期間
22 天災被害	10日を超えない範囲で必要と認められる期間
23 出勤困難	必要と認められる期間
24 退勤時危険回避	必要と認められる期間

(5)介護休暇の取得者数 (平成29年度)

(単位:人)

区分	性別等	取得者数	要介護者数(職員との続柄別)								
			計	配偶者	父母	子	配偶者の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
知事部局	男性職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	女性職員	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
	計	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
教育委員会	男性職員	6	6	2	4	0	0	0	0	0	0
	女性職員	14	14	0	7	5	2	0	0	0	0
	計	20	20	2	11	5	2	0	0	0	0
警察本部	男性職員	4	4	2	1	0	0	1	0	0	0
	女性職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	4	4	2	1	0	0	1	0	0	0